

件名

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十九条の二第二項の規定に基づき、農林水産大臣及び金融  
庁長官が別に定める事項を定める件

金融庁告示第 号  
農林水産省

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省令第二号）第四十九条の二第二項の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を次のように定め、平成二十四年三月三十一日から適用する。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 鹿野 道彦

金融庁長官 畑中龍太郎

1 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「命令」という。）第四十九条の二第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 対象役員（漁業協同組合及び水産加工業協同組合（以下「組合」という。）又は漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の役員（組合又は連合会の常務に従事しない者を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。）及び対象職員等（組合又は連合会の対象役員以外の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む

- 。 ) であつて、組合又は連合会から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として組合若しくは連合会から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。）を受ける者のうち、組合又は連合会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下この項において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項
- 二 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
- 三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項
- 四 対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項
- 2 組合又は連合会が子会社等（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の二第二項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等をいう。）を有する場合における命令第四十九条の二第二項の農林水産大臣及び金融庁長

官が別に定める事項は、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 対象役員及び対象職員等（組合又は連合会の対象役員以外の役員及び職員並びにそれらの主要な連結子法人等（命令第五十一条第一項第一号に規定する連結子法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であつて、組合若しくは連合会又はそれらの主要な連結子法人等から高額報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として組合若しくは連合会若しくはそれらの主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下同じ。）を受ける者のうち、組合又は連合会及びそれらの主要な連結子法人等の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項
- 二 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
- 三 対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項
- 四 対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項